

□ 障害者控除対象者認定書(申告用)を送付

問い合わせ先 役場いきいき長寿課介護保険係 ☎ 286-3114

要介護認定を受けている65歳以上の人が、所得税や町県民税の申告をする場合、障害者控除を受けることができます。

要介護認定を受けている人に「障害者控除対象者認定書」を1月下旬にお送りします。申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※本人および扶養義務者の住民税が非課税で、申告の必要がない人はこの認定書は必要ありません。

※身体障害者手帳などを持つ人もこの認定書は必要ありませんが、次の1～3のいずれかに該当する人で要介護4・5の人は特別障害者控除を受けることができます。

- ①身体障害者手帳(3～6級)に該当する人
- ②知的障害者療育手帳(B1・B2)に該当する人
- ③精神障害者保健福祉手帳(2～3級)に該当する人

□ 復興特別所得税の記入漏れにご注意を！

問い合わせ先

熊本東税務署 ☎ 369-5566 (自動音声案内)



復興特別所得税は各年分の所得税と復興特別所得税をあわせて申告・納付をしなければなりません。申告の際は、申告書への記入漏れがないようご注意ください。

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

※復興特別所得税は基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率をかけて計算した金額です。

税理士会による確定申告無料相談会

サラリーマンや年金受給者が対象です。お気軽にご相談ください。

開設期間／2月10日(火)～13日(金)

※2月11日(水)は除く

受付時間／午前9時～午後4時

開設場所／熊本東税務署

問い合わせ先

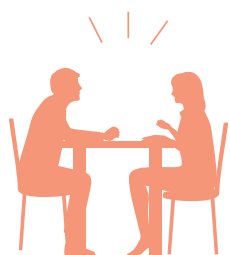
所得税…熊本東税務署

☎ 369-5566 (自動音声案内)

国税庁 HP…<http://www.nta.go.jp/>

個人住民税…役場税務課住民税係

☎ 286-3116



「はたちの献血」キャンペーン

～はたちのあなたに救える命～

1～2月は「はたちの献血」キャンペーンの期間です。みんなで献血の輪を広げましょう！
400ml 献血・成分献血にご協力ください。



下通り献血ルーム

☎ 325-9218

日赤プラザ献血ルーム

☎ 384-6727

献血センターのサイトには役に立つ情報が満載です。

献血ルーム 熊本 で検索してください。

バドミントン教室

時間／午後2時40分～5時

場所／町総合体育館メインアリーナ

講師／ルネサスバドミントン部

工藤勇参氏

協力／町バドミントン協会

持ってくるもの／屋内用シューズ・ラケット

※参加できるのは講演会の受講者のみです。



申込・問い合わせ先

役場生涯学習課スポーツ振興係

☎ 287・4330 ☎ 289・2434